

## ～ 活動報告 ～

### カンボジア民事法普及プロジェクトにおける人材育成支援の経過報告

大阪地方裁判所判事補

(元 JICA カンボジア民事法普及プロジェクト長期専門家)

高 木 博 巳

#### 1 はじめに

私は、2年間のカンボジアでの長期専門家の任期を終え、今年4月から大阪地裁で裁判官の職務に復帰しました。

プロジェクト全般についての客観的な評価は、折々、正式な調査等でされると思いますので、本稿では、あえて主観的な評価を交えつつ、私が関与した活動を中心に振り返ります。

#### 2 新しいプロジェクトを始める

私が赴任した2012年4月は、ちょうど従来の裁判官・検察官養成校プロジェクト（以下「旧プロジェクト」といいます。）と司法省での起草プロジェクト（以下「起草プロジェクト」といいます。）が終了し、民事法普及プロジェクト（以下「本プロジェクト」といいます。2017年3月までの5年間）が始まるというタイミングでした。

前年2011年末にカンボジア王国民法が適用されたことで、関連法令の一部を除き、起草支援は一区切りとなり、本プロジェクトでは、人材育成により重点を置くことになりました<sup>1</sup>。人材育成支援の中心は、王立司法学院(RAJP<sup>2</sup>)、司法省、カンボジア弁護士会(BAKC<sup>3</sup>)、王立法律経済大学(RULE<sup>4</sup>)にそれぞれ設置される、20名程度からなる4つのワーキンググループ(WG)で、3人の専門家がそれぞれ担当WGを持

---

<sup>1</sup> 本プロジェクトの活動は、本文で述べる人材育成支援に加え、不動産登記省令などの法令起草支援も若干含まれていました。起草支援は、金武絵美子、磯井美葉両専門家が専従され、私は直接関与していませんでしたので、本稿では人材育成支援に関する活動のみ触れます。

<sup>2</sup> The Royal Academy for Judicial Professions 旧プロジェクトのカウンターパートである裁判官・検察官養成校(RSJP)は、RAJPの下部組織ですが、実質的には一体の組織です。

<sup>3</sup> The Bar Association of Kingdom of Cambodia

<sup>4</sup> The Royal University of Law and Economics

つことになっていました<sup>5</sup>。

さらに、WG 活動に加え、4 WG が一同に会するジョイント・ワーキンググループ (JWG)、本邦研修、日本から講師を招く現地セミナーが年数回ずつ行われる準定期活動として予定されていました。

とはいえ、こうした活動の枠組みの中で、具体的に何をするかは、私の赴任時点ではほぼ白紙でした。他の専門家との議論や試行錯誤を重ね、本プロジェクトの基本的な部分を軌道に乗せることが、当面の私の任務でした。

### 3 ワーキンググループ (WG)

#### (1) メンバーをどうするか

RAJPWG のメンバーを旧プロジェクトの教官候補生<sup>6</sup>約 40 名の中から選抜することは、旧プロジェクト終了までに、日本側と RAJP 側でコンセンサスができていました。

しかし、カンボジア側からすると、WG メンバーの選抜は人事や評価に関わりセンシティブな問題であったようで、WG の定員を何人にするか、そして RAJP が誰をメンバーに指名するかを決するまでの交渉には紆余曲折がありました。最終的に、旧プロジェクトでまじめに取り組んでいた教官候補生を中心に、約 25 名の裁判官、検察官<sup>7</sup>が選抜されました。メンバーの 1 番上の世代は、任官して 6, 7 年目、1 番下の世代は任官して、約 1 年の若手でした。

#### (2) 何をするか

旧プロジェクトでは、専門家が、教官候補生に向け、民法と民事訴訟法の講義を行っており、WG メンバーは、両法の講義を一通り受け終わっていました。

そこで、本プロジェクトの RAJPWG では、メンバーに一応両法の知識があることを前提に、実務家として両法を実践的に使いこなす能力を向上し、教官として多様な授業スタイルを学んでもらうため、講義ではなく、ケーススタディを中心としたゼミや研究会のような方式で WG を進めることにしました。

---

<sup>5</sup> 西村恵三子専門家 (2012 年 9 月に松原禎夫専門家に交代。いずれも検事) が RULE, 田宮彩子専門家 (2013 年 4 月に嶋貫賢男専門家に交代。いずれも弁護士) が司法省と BAKC, 私が RAJP の WG をそれぞれ担当しました。

<sup>6</sup> 将来的に教官として RAJP で教鞭を取ることが期待されていた若手・中堅裁判官、検察官。旧プロジェクト期間中、RSJP 卒業時の成績優秀者から選抜されていました。

<sup>7</sup> カンボジアでも検察官は基本的に刑事事件しか扱わないので、民事法を扱う WG メンバーとしては裁判官を優先すべきだという提言をしたのですが、RAJP 側からの要請で 3 名の検察官が入りました。この背景には、裁判官と検察官は、裁判官・検察官養成校の卒業時のくじ引きで決まるため、卒業後も裁判官と検察官に平等にチャンスを与えるべきだとの意識があると推測しています。

当初の構想は、体系的な理解という長期的な効果と実務的で即効的な能力強化という短期的な効果の両方を狙って、週1回3時間のWGの前半は、日本で重要とされる基本的な論点を含んだ教室事例を使って議論をし(理論編)、後半は、メンバーたちが日々の実務で遭遇した問題を提出してもらい(実務編)、それをみんなで議論するというものでした。

当初数か月は、理論編に割く時間がそれなりにありましたが、時間が経つに連れ、実務編の時間が多くなり、任期の中盤以降、ほとんど実務編の議論しかしなくなりました。その要因の一つは、実務編の質問、つまり現場からの質問の数が増加したことです。さらに、日本人とカンボジア人の性状の違いも要因として考えられます。講義の後の質疑応答が盛り上がらないことが多い日本とは異なり、カンボジアでは、講義をすると質問や意見が際限なく続きます。日本でなら10分で解説が終わるような問題でも、質問に全部答えていると数時間かかってしまうようなこともあり、1回あたりにこなせる質問数がとても少ないのです。しかし、WG内で出される追加の質問や意見もまた、実務に直結し、他のメンバーも関心を抱く事柄がほとんどでしたので、可能な限り、脇道にまで一緒についていくようにして議論を進めました。

### (3) どんな質問が出るか

メンバーから出される実務編の質問は、民法、民事訴訟法の広い分野にわたります。一方、割合でみると、民法では、裁判実務で事件数が多く、従来の慣習との齟齬が問題になることが多い親族、相続に質問は偏っており、逆に、契約や担保に関わる質問はあまりありませんでした。民事訴訟法分野では、実際に物やお金が動き、当事者間でシビアな対立が起こる保全や執行に集中していました。逆に、狭義の民事訴訟手続(権利判定手続)に関する質問はあまり多くありませんでした。

WGで扱った質問と講義録をベースにした解説は、私の離任前に、民法、民事訴訟法各1冊の本にして、WGメンバーとRAJPの幹部に贈呈してきました。日本語版と英語版は作成しておりませんので、WGでの議論をイメージして頂けるよう、冊子に収録した質問の中から、特にカンボジアの現状を反映している質問をここで若干ご紹介します(紙幅の都合上、実際の質問より簡略化しています。また、関連条文も逐一ご紹介しませんが、カンボジア王国民法・民事訴訟法の条文の多くは、日本のそれと内容を同じくしていますので、特筆のない限り、日本の民法、民事訴訟法の関連条文を想起してお読み頂ければ、概ねご理解頂けます。)

### 【例1-民法・婚姻】

Aは、Bと結婚したが、婚姻に必要な手続の一部を取らなかった。その後、AはC

とも結婚し、婚姻手続を完了した。AとCは、AとBの婚姻の無効を主張する権利はあるか。

[カンボジア王国民法では、婚姻成立までに数段階の手続を踏む必要があります。しかし、一部又は全部の手続を踏まない夫婦（いわゆる内縁）が多いそうです。そのため、内縁に関する質問がいくつも寄せられました。]

#### 【例2-民法・養子】

Xは、Yと完全養子縁組（日本でいう特別養子縁組）をしたが、養子Yは、反社会的あるいは親不孝をする人間に成長してしまった。この場合、養親Xから離縁することができるか。

[カンボジアでも従前から養子は頻繁に行われているようなのですが、婚姻同様、法律上の手続を取らないことが多いようです。法律上の手続を経なければ、養親はいつでも「勘当」が可能であるのに、法律上の縁組手続を取ると離縁できる場合が制約され、養親に酷ではないかとの意識が背景にある質問でした。]

#### 【例3-民事訴訟法・執行】

債権を差し押さえた債権者は、第三債務者の財産をすぐに差し押さえることができるか。

[不動産執行よりも観念的な債権執行は、裁判官にも理解が難しいようでした。例4にもあてはまりますが、執行名義（日本で言う債務名義）を得た債権者の権利は、とにかく速やかに実現されるべきであるという意識が強く、民事訴訟法が規定する手続さえ無視するような運用が散見されました。]

#### 【例4-民事訴訟法・執行】

XはYの金銭債権者である。Yは、公設市場の1区画を賃借して、野菜を売っている。

Xは、執行官に申し立て、強制的にYを同区画から立ち退かせて、Xが引渡しを受け、自らその区画で商売を始めた。

Yは、裁判所に対し、不服を申し立てた。裁判所はどのように処理をすればいいか。  
[カンボジア民事訴訟法においても、日本同様、債務者の賃借権を差し押さえたからといって、債権者が、当然に賃借人の地位を承継するわけではありません。執行官などの職員まで民法、民事訴訟法の知識が広まっておらず、誤った運用をし、裁判官が後始末をする羽目になることがあるようです。]

#### (4) 成果は見えただか

WGメンバーの多くは、WG中、いつも熱心にノートを取っていました。逆に、過

去のノートをもとに、私の発言に対して、前の専門家はこう言っていた、何時いつのセミナーの教授はこう言っていたなどと反論してくることもたびたびありました。

このように、彼らが、知識を集積していくことは、言うまでもなく WG 活動の直接かつ最大の効果です。

しかし、この物言いでもちょっと気になることもありました。自分で考えて正しいと思ひ、さらに権威のある人もこう言っていると答えるならよいのですが、一部のメンバーは、後者の点を強調しがちなことです。

WG を始めた頃、メンバー同士で議論をさせようとしても、すぐに「先生はどう思うのか」と言うメンバーがよくいました。そして、他のメンバーも同調します。自分たちの議論はあまり意味がないから、専門家の意見、しかも理由よりも結論をまず知りたいと言わんばかりの空気でした。

そのような時、私は、周辺的な知識を話して議論を誘導し、誰かが結論にたどりつくまで、自分の意見（通常、日本での通説的な考え方）を言わないようにしていました。時には私の意見と彼らの意見が違っていても、私の考えを示さず、カンボジアの裁判官がそう考えるなら、それが正しいと締めくくることがもありました。

最初、こうした進め方にメンバーがストレスを感じているように見える時もありました。しかし、私の態度に諦めたのか、徐々に、正解を聞きたがるメンバーは減り、自分たちで議論をしようという雰囲気は WG に出てきました（現地セミナーで日本人講師が来ると、私が明確に答えなかった質問をここぞとばかりに質問しているメンバーもいました。）。

実はカンボジアで法律の議論をするというのはなかなか大変なことです。いくらでも専門書や判例データベースで調べ物ができる日本と違い、カンボジアで民法・民事訴訟法の文献というと、歴代の JICA プロジェクトの成果物くらいしかありません。そうした中で、法律の議論をするには、一から理論を考え、自分の言葉で意見を表現するしかありません。寄るべきものが少ない状況で、自主的な議論が少しずつでもできるようになってきたことは、私の言葉をノートに書き取る以上に、実はとても大きな進歩なのではないかと感じます。

## 4 JWG と本邦研修

### (1) カンボジア人同士で講義、議論する

WG 活動は、旧プロジェクトの教官候補生方式を受け継いだ面があり、完全に新規な試みではありませんでした。本プロジェクトで、新たな挑戦という面が大きかったのは、JWG と 4WG 合同での本邦研修です。

JWG は、4 WG のメンバー全員を対象とする研究会のようなもので、年に数回開催していました。4 WG の代表者が、それぞれの選んだ民法、民事訴訟法に関するテーマ<sup>8</sup>について発表して、その後、全員で議論するスタイルで行っていました。これまでのように民法、民事訴訟法の各作業部会の先生方や ICD 教官など日本人が講師になる現地セミナーとは一線を画すものです。

当初は、レベルも関心も異なる 4 WG が集まる場を作っても議論がかみ合わないのではないかという懸念もありましたが、実際には毎回活発な議論がなされ、有意義なイベントになっています。

また、JWG での発表が割り当てられた RAJPWG のメンバーは、いつも真剣に準備に取り組み、発表直前まで私の助言を求めながら、内容の手直しをしていました。ある時、なぜ準備を頑張るのか聞いたところ、ある WG メンバーは、裁判官は公の場で間違っただけを言うわけにはいかないと答えてくれました。日頃 RAJP や大学で教鞭を取っている WG メンバーにとっても、対等の立場で他機関の人と議論をする JWG はいい刺激になっていたようでした。

## (2) WG の枠を越えて交流する

話は変わりますが、私は、2013 年 2 月の第 1 回本邦研修に帯同して、日本に逆出張しました。本邦研修は、各 WG から 5 人ずつ選抜されたメンバーで臨みました。往路では、ホーチミンシティで 3 時間ほどの乗り継ぎがありました。空港内のフードコートで食事をとったのですが、参加者たちは、WG ごとにお互い離れたテーブルに座り、会話を交わすことはあまりありませんでした。研修の初日に全員を ICD 近くの居酒屋に連れて行きました。その際も、WG ごとに着席していて、WG を越えて会話をしている参加者をあまり見かけませんでした。この本邦研修では、WG ごとに距離があることを感じました。

それから私が離任するまでの 1 年あまりで、本邦研修 2 回、JWG 4 回、現地セミナー 3 回が開催されました。つまり、4 WG のメンバーが集まる機会が数か月に 1 度あったこととなります。こうした行事を続けるうちに、WG の枠を越えて、メンバーが話す場面を多く見るようになりました。談笑していることもあれば、イベントの休み時間にまで法律の議論をしていることもあります。

人によりますが、もともと他機関のメンバーと交流する機会はそれほど多くなかったようで、本プロジェクトが、他 WG メンバー同士の交流のきっかけとなっているようでした。こうした交流が相互に信頼関係を醸成し、将来の円滑な司法制度の運営に

---

<sup>8</sup> 任期中、RAJPWG は 3 回発表の機会がありました。テーマは、養子、不法行為、不動産仮差押手続における第三者の保護でした。

つながることが本プロジェクトの副次的効果となるかもしれません。

## 5 今後の課題 - 裨益者を増やす

最後に、カンボジアでの法整備支援、特に私が関わった裁判官と裁判所職員の育成と言う点から課題を一つ掲げたいと思います。

旧プロジェクトにしても、本プロジェクトの RAJPWG にしても、専門家が直接教えている裁判官（WG メンバー）は数十名です。カンボジア全土の裁判官、書記官や執行官など裁判所職員の数と比べるとごく少数にすぎません。

限られた日本側のリソースで、民法、民事訴訟法の普及を広く試みたのではきりが無いということで、旧プロジェクトの教官候補生方式も、本プロジェクトの WG 方式も、選抜された一部の人に集中投資し、その投資を受けた彼らが、民法、民事訴訟法のさらなる普及を担って行くというアイディアに根ざしたものです。

旧プロジェクトから通算すると、WG メンバーの最古参のメンバーに対しては、既に約 10 年にわたりインプットをしてきています。そして、彼らは、裁判官としても中堅にさしかかり、RAJP や大学で教鞭を取り、配属庁でも責任のある仕事を任されるようになってきています。つまり、プロジェクトで注入した知識、経験が、現場や次世代に還元される状況が生まれつつあります。

しかし、こうした知識の伝授、共有は体系的、組織的にされているわけではなく、先に紹介した質問に出てくる執行官のように、民法、民事訴訟法を十分理解していない職員もまだまだ多いようです。そして、これまで裁判官の人材育成支援の対象も若手を中心にしてきたため、一定年次以上の裁判官はほとんど民法や民事訴訟法を勉強する機会がなかったという話も聞きます。

中核となる人材がそれなりに知識と経験を蓄えた現在、この人材を活用し、あるいは新たな活動を導入し、これまで直接の支援の対象になっていなかったベテラン裁判官や裁判所職員などの司法関係者の能力向上を図り、均質的で適切な民法、民事訴訟法の適用、運用を実現していくことが今後の課題となってくると考えます。